

平成 31 年 3 月 8 日

## 広島経済大学一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日（4 年間）
2. 内 容

目標 1：年次有給休暇のうち年 5 日については、時季を指定して取得する。

働き方改革関連法の施行に伴い、年次有給休暇が年 10 日以上付与されている者は、年 5 日の年次有給休暇取得を義務づける。

<対策>

- 就業規則一部改正（第 20 条年次有給休暇）を平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 31 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握して、指導・助言を行う。  
参考（事務職員の場合）：平成 29 年度年次有給休暇取得日数 5 日未満 33 名（79 名中）  
平成 29 年度年次有給休暇取得日数、平均 7.25 日取得

目標 2：時間外労働時間を削減する。

<対策>

- 平成 31 年 4 月～ 事務職員は IC カードによる出退勤管理を導入して、時間外労働の申請と指示命令を徹底する。
- 平成 31 年 4 月～ 時間内に仕事を終わらせる意識を徹底する。

目標 3：計画期間内の女性教職員育児休業取得率を 100%維持する。

<対策>

- 平成 31 年 4 月～ 前期計画を継続して女性教職員育児休業取得率 100%を維持する。  
参考：女性教職員の育児休業取得率 平成 27 年度 1 名 100%  
平成 28 年度 2 名 100%  
平成 29 年度、平成 30 年度は該当者なし。